

要介護認定に係る有効期間の見直しについて

1. 基本的な考え方

「介護保険制度の見直しに関する意見」(第54回社会保障審議会介護保険部会)を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たり、市町村の事務負担を軽減するため、当該事業を実施している市町村について、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を、一律に原則12か月、上限24か月に延長し、簡素化する。

2. 具体的内容

介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)に規定する有効期間について、以下の通り改正する。なお、介護予防・日常生活支援総合事業を市町村全域で実施している場合限り、改正内容を適用することとする。

平成28年3月1日有効期間開始～

| 申請区分等 | | 現行 | | 改正 | |
|--------|-------------|-----------|----------------|-----------|----------------|
| | | 原則の認定有効期間 | 設定可能な認定有効期間の範囲 | 原則の認定有効期間 | 設定可能な認定有効期間の範囲 |
| 新規申請 | | 6か月 | 3か月～12か月 | 6か月 | 3か月～12か月 |
| 区分変更申請 | | 6か月 | 3か月～12か月 | 6か月 | 3か月～12か月 |
| 更新申請 | 前回要支援→今回要支援 | 12か月 | 3か月～12か月 | 12か月 | 3か月～24か月 |
| | 前回要支援→今回要介護 | 6か月 | 3か月～12か月 | 12か月 | 3か月～24か月 |
| | 前回要介護→今回要支援 | 6か月 | 3か月～12か月 | 12か月 | 3か月～24か月 |
| | 前回要介護→今回要介護 | 12か月 | 3か月～24か月 | 12か月 | 3か月～24か月 |